

支出項目

政務活動費

研修・会議費

No.1

30 月	年 日	内容	支出額 (円)	累計額 (円)
7	25	子育て支援の取り組みと児童虐待の防止について	29,680	29,680
8	1	地方議員セミナー2018夏 待機児童・保育士不足問題と地方行政	14,680	44,360
10	15	質問力・政策力を高め議会力にいかす	45,920	90,280
		合計	90,280	

出張旅費計算書

摘 要	ゆうえい会 子育て支援の取り組みと児童虐待の防止 について アットビジネスセンター池袋駅前別館 804号教室 (東京都豊島区東池袋1-6-4) (政務活動費)			出張者 氏名	藤村 優佳理		
期 日	平成30年 7月25日 (水)			随行者 氏名			
経 路		日数	泊数	キロ数	運賃 (円)	急行料金 (円)	金額 (円)
茅ヶ崎—池袋 (JR湘南新宿ライン)		1	—	70.1	1,140	—	1,140
池袋—茅ヶ崎 (JR湘南新宿ライン)				70.1	1,140	—	1,140
計		1	—	140.2	2,280	—	(A) 2,280
日 当	1 日 × @ 2,400					(B)	2,400
研修費	1 日 × @ 25,000					(C)	25,000
合 計	(A) + (B) + (C) 29,680 × 人 1 =						29,680

領収証

No.

平成30年7月25日

ゆうえい会 様

金 額

¥25,000

内

消費税等

現金

但 7月25日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究所



係

政務活動報告書

平成31年1月7日

茅ヶ崎市議会議長
白川 静子 様

(会派名) ゆうえい会
(氏 名) 藤村 優佳理

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成30年7月25日(水) 10時00分から17時00分まで
目 的 地 (研 修 地)	アットビジネスセンター池袋駅前別館804号室 (東京都豊島区東池袋1-6-4)

政務活動の結果(別紙のとおり)



研修会報告書

藤村優佳理

日 時：平成 30 年 7 月 25 日（水）10：00～17：00

場 所：アットビジネスセンター池袋駅前別館 804 号

（株）地方議員総合研究所

講 師：仙台大学教授、厚生労働省母子家庭自立支援事業評価委員

千葉 喜久也 氏

参加者： 16 名

子育て支援の取り組みと児童虐待の防止について

子育て世代包括支援センター開設・運営の実際

～妊娠から子育てを地域で支える仕組み～

1. 子育て世代包括支援センターの開設と運営

- （1）子育て世代包括支援センターの開設のねらい
- （2）開設及び管理運営に関する要綱づくり
- （3）子育て世代包括支援センターの愛称選考委員会の設置
- （4）産前・産後サポート事業
- （5）母子手帳の活用方法と対応の仕方

2. 子育て支援の方法と内容

- (1) 特定妊娠支援のあり方
- (2) 妊婦相談の「こんにちは、赤ちゃん事業」のあり方
- (3) 乳幼児教室のあり方
- (4) 子育て広場の開設
- (5) 障害児の発見と支援

3. 子育て世代包括支援センター設置の課題

- (1) 先行自治体のうんようの実際（先行自治体の事例紹介）
- (2) 運営の課題解決
- (3) 質問・意見交換

子育て支援の取り組みと児童虐待の防止について

～子育て不安と自治体の役割～

1. 子育て不安の背景とこれまでの子育て支援

- (1) 少子対策としての子育て支援
- (2) 家族福祉が基本の子育て支援
- (3) 消極的な経営支援
- (4) 福祉施設としての保育所

2. 子ども虐待の発見とその対応

- (1) 増加する子ども虐待

(2) 虐待する親たち

(3) 虐待は第4の障害

(4) 親子分離と児童相談所の役割

3. 虐待の予防と対策のあり方

(1) 学校教育で虐待予防

(2) 望まない妊娠への対応

(3) 子育て支援で虐待防止

(4) 虐待する親への支援

4. 虐待防止で地域の未来を

(1) 要保護児童対策協議会の活用

(2) 子ども優先社会

(3) 子育ての社会化

(4) 市町村の取り組み

所 感：戦後から存在する「児童福祉法」について、子どもの人権保障に関する基本法であることを様々な角度から学ぶ機会となりました。

子どもであれば全ての子どもを守るためにできた法律であり、世界から見ると非常にお手本になる法律ということですが、実際の子育ては、それぞれ家庭のお父さんやお母さんに任せっきりであり、法律と現実の乖離で起こる問題について事例を交えて話を聞きました。

両親に恵まれた家庭の子どもは本人が望めば進学も可能、しかし、一人親の子どもで金銭的な事情がある場合、大学進学もおろか高校中退も余儀ならないケースなど講師が児童相談所で長年子どもたちと携わってきた経験の話をはじめ、先日、しつけと称して5歳の女兒を両親が虐待し、凍死させてしまった事件について家庭の事情や自治体の対応の甘さから救うことができなかった。両親が揃っていても再婚同士の場合、養われる母親や連れ子の立場の弱さや、一人親家庭など生活に困窮している家庭では、親の行き場のない気持ちの矛先は子どもに向けられ、しつけと称して虐待になるケースが多く見受けられることの事例と現実の難しさを伺いました。

法律を把握する議員である私たちの立場で、虐待から子どもを守るために、必要となる各市町村の対応や課題、リスクなどを一緒に考えました。

最後に「子ども虐待意識調査表」のアンケートを行いました。

- ・子どもの前でタバコを吸う。
- ・子どもが食べ物を欲しがるときにすぐに与える。
- ・汚れた衣服を子どもに着せている。
- ・乳幼児が抱っこを求めても抱っこしない。
- ・夫婦喧嘩を子どもの前でする。
- ・子どもが嫌がるのに習い事に通わせる。
- ・親の都合で幼稚園や学校を休ませる。

・子どもが欲しがるものを買わせる。

など、全てが虐待でしたが、いかにも虐待と判断できるものから意外なものまでありました。

私も子どもを産み育てている親として、親の都合や親の勝手な解釈で子どもに接していたことを認識させられました。自分自身の子育てに対する意識の未熟さや甘さを改めて考えさせられる研修でした。

出張旅費計算書

摘 要	ゆうえい会 地方議員セミナー2018夏 待機児童・保育士不足問題と地方行政 全理連ビル9階会議室 (東京都渋谷区代々木1-36-4) (政務活動費)			出張者 氏名	藤村 優佳理		
期 日	平成30年 8月1日 (水)			随行者 氏名			
経 路	日数	泊数	キロ数	運賃 (円)	急行料金 (円)	金額 (円)	
茅ヶ崎—品川 (JR東海道本線)	1	—	51.8	1,140	—	1,140	
品川—代々木 (JR山手線)			9.9				
代々木—品川 (JR山手線)			9.9	1,140	—	1,140	
品川—茅ヶ崎 (JR東海道本線)			51.8				
計	1	—	123.4	2,280	—	(A) 2,280	
日 当	1 日 × @ 2,400				(B) 2,400		
研修費	1 日 × @ 10,000				(C) 10,000		
合 計	(A)+(B)+(C) 14,680 × 人 1 =				14,680		

No.78

2018年6月28日

領 収 証

ゆうえい会

藤村優佳理 様

¥10,000 —

但し 地方議員セミナー2018 夏「待機児童・保育士不足問題と地方行政」(8月1日開催)参加費として

上記金額正に領収いたしました

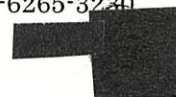
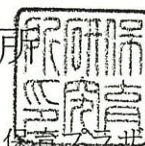
保 育 研 究 所

〒162-0837

東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ

Tel. 03-6265-3173 Fax. 03-6265-3230

代表



政務活動報告書

平成31年3月25日

茅ヶ崎市議会議長

白川 静子 様

(会派名) ゆうえい会

(氏 名) 藤村 優佳理

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成30年8月1日(水) 10時00分から17時20分まで
目 的 地 (研 修 地)	全理連ビル9階会議室 (東京都渋谷区代々木1-36-4)

政務活動の結果(別紙のとおり)



研修会報告書

藤村優佳理

日 時：平成 30 年 8 月 1 日（水）10：00～17：20

場 所：2018 年夏地方議員セミナー

東京都渋谷区代々木 1-36-4 全理連ビル 9 階

待機児童・保育士不足問題と地方行政

保育研究所地方議員セミナー2018 夏

保育をめぐる状況の変化と制度・政策の動向

講 師：保育研究所 逆井直紀氏

「こども子育て支援新制度」について、法律の制定から開始まで、制度の変化や動向について講義されました。

制度が開始してから 5 年が経過して、保育を必要とする 0 歳から 2 歳は 3 号認定、3 歳から 5 歳は 2 号認定、幼稚園や認定保育園は 1 号と区分けされていることが現在では当たり前という認識ではありますが、2011 年に制定された当初は、介護保険の利用の仕組みに保育分野を導入するという考えのもと、市区町村の保育実施責任を解除し、保育所は全ての子どもを総合子ども園へ強制移行など内容を盛り込むこととなりました。しかし、制度への批判が大きく、関

連法成立過程での大修整することになり、2015年に開始したときは、今までどおり市区町村が保育実施責任の維持や、総合子ども園法を廃案し、移行の強制はしない、2号3号などの認定制度の導入など…実施までに変更を余儀なくされました。さらに、利用した際の給付（施設型給付、地域型保育給付）や子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）を市町村主体で行うものでしたが、制度開始2年目から新たに、仕事と子育ての両立支援として企業は国から直接補助を受けて実施する国主体の制度（企業主導型保育事業）の仕組みが新たに加わり、子ども子育て支援新制度は3本柱となり、変化または進化している制度だということです。しかし、企業主導型保育の申請について認定基準が甘いために実際に補助金を出した後に立ち入り調査を行うと開設されていなかったり、設備などの不備があったり、制度の甘さを指摘されていました。茅ヶ崎市でも現時点で5件ありますが、うち1件が指摘され、改善命令が出されていました。

子どもの数は減少傾向にありますが、両親の共働き家庭が増えたことにより保育を必要とする子どもが増加している現状です。保育所は年々増え続けてきましたが、新制度によって認定こども園ができるなかで、減の数は若干数を減らしてきているそうです。

保育の質と待機児童対策・保育施設整備のあり方

講師：ジャーナリスト 猪熊弘子氏、 保育研究所 村山祐一氏

国が2020年までに待機児童数0とする目標を掲げ、各自治体も「待機児童0」に向けて必死で取り組んでいます。途中カウントの定義が変わったこともあって一時的に人数が増加している自治体もありますが、2歳までの待機児童はほぼ0であり、現在の待機児童となる対象は0歳1歳となっているそうです。

0歳は育児休暇が取れるために待機児童となる人数は目立つほど多くはないが、育児休暇明けの1歳児の待機児童が深刻な問題である。1歳半まで預けられない場合の育児休業の給付金が2歳まで延長になることから、預けられる園があるにもかかわらず、競争率の高い園へわざわざ申し込みをして待機児童になるというケースも増えてきていることを問題としてとりあげられているが、個人の自由と働き方の問題であり、保育の分野だけでは解決できない問題と考えていて、待機児童の問題と育児休業期間を伸ばすという理由は切り離して考える必要もあるではないか。ということでした。

川崎市や横浜市では、定員割れをしている施設が市内でも地域によっては出始めているそうですが、明石市は幼児教育無償化を市独自で実施したために、全国的に減少傾向にある中で増加をしている自治体を紹介されました。

保育士不足の現状、保育労働の実態、なにが問題か？

講師：名城大学 蓑輪明子氏

保育士不足が待機児童対策の要でもあることは明確で、名古屋市でも保育士が増やせないために園児数も増員できず待機児童の解消は厳しいと、名古屋市の保育園協会が訴えている実情などを説明されました。

今の政策が現状に対応できている制度なのか？を検討する必要があると考え、国でも処遇改善はもちろんのこと自治体でも処遇改善実施すべきであり、それでもなかなか保育士の担い手を掘り起こせていないため不足していて、明らかに政策が足りていない。

「処遇改善政策」と言っても賃金に偏っていて、大都市に保育士を呼び込むような政策であり、財力のあるところは積極的に行い、財政難な地方は限界がある。結果、保育士の空洞化の恐れや地域間格差を生んでしまう。

国レベルで最低限の基準を正規・非正規それぞれ作る。それに対する財政保証もしっかり作ることが大事であることを問題提起されました。

保育士の処遇改善を実現するためになにをするべきか？

講師：名城大学 蓑輪明子氏

待機児童対策も含めた保育ニーズの高まりに対して必要な保育士の確保ができていないという問題がある。処遇改善政策のインパクトや保育士確保につ

いては社会的ニーズとの関係がまだまだ弱いことは明らかである。全国的な規模での賃上げが弱く、各自治体が補助をしなくてはならないし、立ち遅れているのが労働時間の削減に政策的なことにほとんど手を付けられていない点がある。

必要な課題は、ナショナルなレベルで賃金を底上げするような、東京だけ突出して高いというのではなく、全国レベルで保育の仕事に対して必要な賃金、等しい賃金を支払われるインパクトのある賃金引上げが必要。労働時間の抑制、ICT化で労働時間削減を打ち出しているが、保育テーマからの実態からすれば、人がいなければいくらICTを行っても無理、現状の保育士の資質から見るとICT化すると逆に多忙化する恐れがある。まずはきちんと人を増やして働きやすい職場を作ることが必要である。

処遇改善政策では非正規が実質排除されているので、ここを含めた総合的な施策が必要であり、これを行うことによって労働条件が変わるという積極的なメッセージを国と自治体と両方から打ち出すことによって、賃上げ競争で札束をチラつかせるようなやり方で保育士になって欲しいというのではなく、働き方全般見直して、一翼を若い人に担ってもらえるような方法が必要だという事を説明されました。

所 感：今回の講習は現場から見た子ども子育て新制度について具体的に様々

な問題について講義を受けました。問題はまだまだ山積みで改善する必要があると分かっているにもかかわらず実現には至らない、至れない状況も伺いました。茅ヶ崎市も保育士確保のための新たな政策や、待機児童数解消のために予算も人材も投入しています。数字ばかり執着して受け皿を沢山用意しても、対応やサービスなどの質が低下させてしまっては意味がありません。良質な保育を提供するためには、保育士の環境整備を用意すべきだと思います。また、幼保無償化も開始されることから、さらに待機児童数は増加することだと思いますが自治体の努力に期待したいと思います。

出張旅費計算書

摘 要	ゆうえい会 質問力・政策力を高め議会力にいかす 名古屋都市センター第一会議室 (名古屋市中区金山町1-1-1 金山南ビル内) (政務活動費)			出張者 氏名	藤村 優佳理		
期 日	平成30年10月15日 (月)			随行者 氏名			
経 路	日数	泊数	キロ数	運賃 (円)	急行料金 (円)	金額 (円)	
茅ヶ崎—小田原 (JR東海道本線)	1	—	25.3	5,400	—	9,260	
小田原—豊橋 (JR東海道新幹線)			209.7		3,860		
豊橋—金山 (JR東海道本線)			69.1		—		
金山—豊橋 (JR東海道本線)			69.1	—	9,260		
豊橋—小田原 (JR東海道新幹線)			209.7	3,860			
小田原—茅ヶ崎 (JR東海道本線)			25.3	—			
計	1	—	608.2	10,800	7,720	(A) 18,520	
日 当	1	日 × @	2,400	(B) 2,400			
研修費	1	日 × @	25,000	(C) 25,000			
合 計	(A) + (B) + (C) 45,920 × 人 1			=	45,920		

領収証

No.

ゆうえい会 様

金 額

25,000-

但 10月15日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

内	
消費税等	
現金	

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研



政務活動報告書

平成31年3月25日

茅ヶ崎市議会議長

白川 静子 様

(会派名) ゆうえい会

(氏 名) 藤村 優佳理

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成30年10月15日(月) 10時00分から17時00分まで
目 的 地 (研 修 地)	名古屋都市センター第一会議室 (名古屋市中区金山町1-1-1 金山南ビル内)
政務活動の結果(別紙のとおり)	



研修会報告書

藤村優佳理

日 時：平成30年10月15日（月）10:00～17:00

場 所：名古屋都市センター第一会議室

「質問力・政策力を高め議会力にいかす」

講 師：龍谷大学教授 土山希実枝 史

参 加 者：17名

1. 政策・制度と自治体

（1）都市型社会の政策・制度

＊政策・制度のネットワークがあってはじめ市民の生活が成り立つ「都市型社会」である。

＊政策の担い手は多様化されている。市民・企業団体・政府（国・自治体）

＊公共政策の一部としての政府政策。

（2）信託の実態としての自治体政策

2. 政策会議とはなにか

（1）自治体の任務と議会の役割

＊自治体は市民が必要不可欠とする、政策・制度を整備するための機構である。

*自治体の政策・制度は、ミクロとして個別事業とその集合、事業の実行プログラムとしての計画、それを実現する組織、条例・例規・要綱などのルール、運営方針などである。

*自治体政府とは＝議会＋議長との共同であり、その成果物としての政策・制度、そして＝信託の成果物と実態である。

（２）二元的代表制の「議会だからできること」

*二元的代表制における議会「本来としての機能」とは、課題は無限であり、資源は有限である。

*政策には必ず複数の選択肢があり、政策は現在から出発し「描いた未来」へ到達するための手段。未来の事である限りあらかじめ分かっている正解はない。

３．政策会議は可能か

（１）議会改革と政策会議

*社会にある多様な意見を公開の広場で議論し、集約、決定する。

*議会への信頼とは、議会の活動によってわがまちの政策や制度がより良いものになるという感覚である。

*議員の成果は議会の成果と考えるべきである。

*議論して決める力は議員間討議であり、市民と議会との関係を構築は議会報告会である。

（２）政策をめぐる「話し合い」課題と可能性

* 議会の成果は、自治体の政策や制度に対する直接・間接の制御である。

* 政策課題が公共の関心事であり、正解がない限り議論による共有と制約をすすめるしかない。

(3) 「争点」×「機会」をデザインする

* 議員間討議はなぜうまくいっていないのか？うまくいくということはどういうことなのか？議員間討議の「争点」と「議会」のデザインをする必要がある。議論して意味のある対象を、意味のあるタイミングで議論しているのか？

* 議会だよりで、自分たちの議論、ありたか、あるべき姿を議論する機会は豊かにある。

* 議会事務局に「お世話係」として任せてよい部分もあるが、議会として「自律」し責任を持たなければならない。

4. 政策会議の市民参加

(1) 議会報告会と意見交換会

* 市民との対話もやはり、争点と機会のデザインである。

* 議会報告会の目的に合わせたデザインをしているのか？今日ここにきて良かったと思える「甲斐」はあるのか？発話や対話のためのツール「書く・可視化する」「共有する」を使っているのか？がとても重要である。

(2) 市民との話し合いのデザインを考える

* 市民と共有できる「争点」「成果」として「議員」であること。

*本来、行政より面白い話し合いの場が作れるはずである。

*市民との対話による話し合いの手法を体験し、習熟することが大切である。

例えばワークショップやワールドカフェなど。

*市民と課題をするフォーラムの置き換えとして「沖縄式（課題共有型）地域
円卓会議がある。

5. 自治体会議の「再構築」～議会—市民関係の「もやい直し」のために

*議会と市民の関係の再構築が必要である。市民と共有する議会の資源は争点
と議会であり、議会にとっての争点はとても重要性が高い。

*議員と議会のプロデュースとは、議員の魅力を議会の魅力へとつなげること
である。

6. たかが一般質問、されど一般質問

*一般質問とは地方自治法にもなく、義務でもないが、政治家であり議会の一
員である議員の知見と活動の集約、自治体の争点提起である。

*わがまちの政策や制度をめぐる争点提起として一般質問を行う。すべての議
員が市政にかかわるすべてのことを質問できる機会である。これによって市政
の争点を提起し、監査機能、政策提案機能を果たすことができる。

*議員が自らの活動と知見を集約して政策についてその問題点を論じ、提案で
きる機会であるが十分に活かされていないのが現実である。

7. 一般質問の機能と課題

* 質問は「まちをよくする」ために問い、質しているのか？

公表数字を確認するだけの質問、論点を入れすぎてぼけてしまった質問、一般質問としては個別すぎる質問、合理的な根拠や論拠のない批判、国や県の政策や事業で市が関知できない事からの質問、自身の政策信条の演説に終始している質問、一問一答のやり取りを続けるうちに混乱してしまった質問、執行部へのお礼は必要か？

(1) 残念な質問、もったいない質問

* 無謬の行政という幻想によりかかる議員や議会、行政の相互依存の存在がある。

8. 機能する一般質問のために

(1) 論点整理

* 一般質問は事実、分析、主張で構成される。

* 問い資したいことの優先順位を整理する。持っている情報と集めたい情報の整理をする。論点でこれだけは引き出したい60%ラインの設定と質問も戦略。

* 整理した論点と60%ラインをメモし、論点整理メモを作成する。

* 論点は基本的に、事実と2種類の意見で構成されている。

事実（現状、問題状況）、意見（分析＝事実から言えること）、意見（主張＝言いたいこと）

(2) 情報収集

* 現場で聴くことが重要である。議員の2つの現場①課題の現場②尾の課題に対応するはずの行政の現場。これらには必ずズレがある。

(3) 実施とその前後

* 答弁調整をどこまでやるか？何が問題なのかが伝わらず応答がかみ合わない実態は避けるべきである。

* 演題に立つときの目線と姿勢は大事である。

* 議場ではすべては終わらない。

* 現場の問題意識を聴き、寄り添う。

* 良い一般質問とは、議会の一部として自治体に監査機能、政策提案機能を果たす。何が問題なのかが明確でその論点提起に納得させられるか？である。問題を「問題だ」と言える必要な情報が入っているのか？政策提起が具体的か？わがまちの状況を反映しているか？聞いて分かりやすいか？伝わりやすいか？

9. 政策会議の資源としての一般質問

(1) 一般質問を「議会ひとりぼっち」にしない

* 複数の議員が同じテーマについて異なる論点や視点で質問を行う（議員間連携）

(2) 一般質問を「議会みんなのもの」にする

* 一般質問を関心の素材にする（議会だよりなどで活用する）

10. 政策会議の一般質問

*わがまちを広場での議論と決断によって良い状態にすることや、わがまちの議会がいるからよい状態であると、市民から評価を得ることである。

*議員一人が言うことではなく、議会の提言になりうる論点が与えられる議会であること。

所 感：自治体とは何か？それを踏まえて議会とは何か？それを踏まえて議員とは何か？さらには一般質問の仕組みは何か？どういう意味を持った制度なのか？という基本的な事から議会で議員としての立場や行動について具体的な内容であった講習でした。今まで行ってきた私の活動を見直すためにも良い講習でした。参考にして今後に活かしていきたいと思います。